

令和3年2月15日

保護者 様

野田市立東部中学校

校長 桑原 伸幸

児童虐待防止の対応について

日頃より本校教育活動にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本校では、千葉県「児童虐待対応の手引き」や市「学校における虐待対応の流れ」などをもとに、児童虐待防止の取組を実施してきました。

つきましては、今後も、児童虐待防止法に基づき、下記の点を踏まえた児童虐待防止の対応についてご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 お願い

- (1) 野田市立小学校、中学校、幼稚園では、児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる児童・生徒を発見した場合、躊躇なく児童相談所等に報告いたします。このことは、法により定められた、教職員に課せられた責務ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- (2) 欠席時には必ず学校へ連絡（欠席届や電話連絡など）をお願いします。
- (3) 原則3日連続で欠席した場合は、担任が家庭訪問をさせていただきます。
- (4) 理由を問わず、1週間連続欠席など本人の安全確認ができない場合は、学校より関係機関へ報告します。その際、市や県の職員が家庭訪問し、お子さんの状態を確認することがあります。
- (5) 校外での怪我等にできた痣や傷につきましては、お手数でも学校に連絡をお願いします。
- (6) 近隣等で虐待が疑われる事案が発生した時には、関係機関に通告をお願いします。